

## ○還付申告に当たっての注意事項～給与所得者用～

### ◎還付のための申告は、ご自分で作成して、早めに提出しましょう！

※ 多額の医療費を支払ったり、令和6年中に住宅をローンで購入された場合などで、源泉※  
 徴収された所得税及び復興特別所得税の還付を受ける方は、確定申告が必要です。  
 確定申告書の作成に当たっては、復興特別所得税の記入漏れのないようご注意ください。※

○ 令和6年分の確定申告の相談及び申告書の受付期間（確定申告期間）は、令和7年2月17日（月）から同年3月17日（月）までです。

なお、還付申告は、令和7年2月14日（金）以前でも行うことができます。

○ 税務署の閉庁日（土・日曜・祝日などの休日）は、通常、相談及び受付は行っておりませんが、申告書は、e-Taxによる送信又は郵便若しくは信書便による送付又は税務署の時間外受取箱への投函により、提出することができます。

### 医療費控除を受ける方へ

申告する方やその方と生計を一にする配偶者その他の親族のために、令和6年中に支払った医療費がある場合は、次のとおり計算した金額を医療費控除として、所得金額から差し引くことができます。

$$\left( \text{令和6年中に支払った医療費の総額} - \text{保険金などで補てんされる金額} \right) - \left\{ 10\text{万円} \left( \begin{array}{l} \text{所得の合計額が200万円} \\ \text{までの方は所得の合計額} \end{array} \right) \right\} = \text{医療費控除額} \quad (\text{最高200万円})$$

### ふるさと納税をされた方へ

ふるさと納税は、地方公共団体への寄附金として、確定申告における寄附金控除の対象となり、ふるさと納税の金額について一定の限度額までは、その金額から2千円を差し引いた金額が所得税と翌年度の個人住民税から控除されます。

なお、確定申告を行う方は、ふるさと納税ワンストップ特例の申請が無効となるため、ワンストップ特例の申請をした分も含めて寄附金控除額を計算する必要があります。

### ○申告書の作成は「確定申告書等作成コーナー」から！

「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、申告書等の作成・e-Taxによる送信（提出）ができます。自動計算されるので計算誤りがありません。

作成コーナー



### ○確定申告書作成時に給与所得の源泉徴収票の情報が自動で入力できます！

令和6年2月（令和5年分の所得税の確定申告）から、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」からマイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際、お勤め先（給与等の支払者）から税務署に提出された「給与所得の源泉徴収票」の情報を、マイナポータル経由で取得し、確定申告書の該当項目に自動で入力するようになりました（マイナポータル連携）。

※ マイナポータル連携により自動入力された内容については、お勤め先から交付された源泉徴収票の内容と一致していることを必ずご確認の上、ご利用ください。

詳しくは、国税庁ホームページ  
 「給与情報のマイナポータル連携」  
 特設ページをご確認ください。

